

昭和天皇御幼少期関係資料 三

—「木戸孝正日記」明治三十八年六月〜九月

附 木戸孝正関係文書「最重要書類」—

岩壁義光
福井淳
梶田明宏
植山淳
川畑恵

本稿では、前号に引き続き「木戸孝正日記」（国立歴史民俗博物館所蔵）明治三十八年六月一日から同年九月三〇日までの分、並びに御養育にあたって記された「重要書類」を掲載する。なお日記の概要及び凡例は本誌五三号を参照されたい。

〔明治三十八年〕
六月一日 木 午前九時三十分新橋着。帰宅之途斬髪師ニ立寄り十一時前帰家。

○午後早く両皇孫殿下之仮御殿ニ参シ拝謁シ、次で青山御所ニ出て御内儀ニも到り、四時前帰家シ家ニ一泊す。

二日 金 午前九時東宮御所ニ参シ、万里小路幸子及桂主事等ニ面会シ種々所要を弁シ、十一時前御殿ニ帰る。○午後一時半頃より桑野帰宅す。

三日 土 午前九時土肥を呼び迪宮の発疹を又其序ニ淳宮をも拝診せしむ。終て同人へ、昨年々末ニ同人を沼津へ呼びたる時之分と共ニ診察料百五十円を賜ハる。○午後一時頃より田中宮内大臣を目白なる同人の自宅ニ訪問シ、色々要談を遂ケ三時半御殿ニ帰る。岡侍医局長及芝某も同席す。○今日西風強く黄塵眼を開く能ハす。○橋本綱常、古谷鶴子を往診の由ニて、寿栄子午後より古谷ニ到る。

四日 日 午後四時帰家、再び外出す。

五日 月 終日休養す。

六日 火 午前九時参殿。

七日 水 終日無事。○東宮妃殿下より思召を以テ鮮魚数尾を賜ハる。

八日 木 午前九時半東宮職ニ到り、当半期職員等へ賜り金等之事ニ付大夫及主事と内議シ、子の提案不容甚タ不快、全く皆々平常之情実ニ不知徒らに空論ニ走る。可嘆也。正午過ぎ御殿ニ帰る。

九日 金 今日光宮御箸初メニ付午前十時東宮御所ニ参シ御祝賀を申上ケ、次で橋本綱常男と共ニ芝離宮ニ到る。今日ベルツ近日帰国ニ付同所ニ於テ午餐を下賜相成ルニ付、予も被召たる也。山階宮菊麿王・伊藤侯・田中宮内大臣等参席す。午後三時同所を辞シ直ニ帰宅す。

十日 土 午前九時頃より銀座通りニ到り諸買物を為シ、芝ニ立寄り夕方帰宅す。○晚景古谷久綱来訪。○午後寿栄子、毛利公・毛利五郎男及古谷へ廻勤す。○午後両宮東宮御所ニ被為成。

十一日 日 午前八時過ぎ御殿ニ参シ、九時より東宮御所ニ到り殿下ニ拝謁。明日之事ニ付種々御内談を承り、十一時頃御殿ニ帰る。○午後二時四十五分東宮、光宮御同伴ニて御殿に御参、四時過ぎ迄両宮ニ御對手被遊還御。○終日霖雨不歇。

十二日 月 今日迪宮御誕辰（実ハ四月廿九日なれ共聖上御異例等之事ニ付今日迄御延引）御祝御催之筈ニ付天気好晴を祈りたれ共、三四日来之霖雨未タ不歇大ニ失望す。○午前九時両宮東宮御所ニ被為成、御両親殿下ニ御対面、同三十分東宮御所御退去、宮城ニ被為成、先づ聖上ニ御対面、次で皇后陛下ニ御面会、御前ニて御昼食を被食召（皇后宮隣室より御覽）、十一時半御退出直ニ還御。

○橋本綱常・岡侍医局長及花房次官等参賀拜謁す。○予ハ一時前東宮職ニ到り、右御祝ニ付一同と共に立食を賜ハる。二時半御殿ニ帰る。○午後四時前東宮及妃殿下御飯御殿ニ被為成、両宮と共に独楽曲を御庭ニ御覽被遊。東宮及妃両殿下ハ五時過ぎ還御。○御所より一同へ御料理を賜ハる。○今日予終始陪乘供奉す。

十三日 火 午前菊池大麓及中山大夫伺候、各賜謁。菊池とハ予種々両宮御教育之件ニ付内談す。○午後一時半より宮城ニ到り、昨日之御札を申述へ、岩倉公・岡沢武官長・日高等と雑談シ四時頃御殿ニ帰る。○菊池及在山口福原又市より來書。○午前より雨歇ミ急ニ暑氣募り遂ニ八十一度ニ達す。

十四日 水 終日霖雨。○正午前中山大夫來り、今回中山愛子八十八歳、又中山慶子七十歳之祝賀を催すニ付、両宮殿下へ兩人よりの献上品を披露す(愛子より迪宮へ三種交魚及鏡紅白餅一重、又淳宮及光宮両殿下へ同人より右同断、慶子よりも又同シ)。○午後三時半帰家休息す。○朝豫テ山尾より借用為シ置たる蓄音機の譜を両宮の御前にて奏ス。○夜山尾三郎及広沢亀子來訪、小兒等一同蓄音機を弄す。

十五日 木 午前八時半宅を出て電車にて浅草公園ニ到り、又銀座ニ戻り諸買物を為シ芝ニ立寄る。夕景帰家す。

十六日 金 霖雨今ニ不歇。○午前九時家を出て東宮職ニ立寄り要談を済ませ、十時半御殿に帰る。○正午前中山大夫來り、中山愛子及一位局へ賜り品之御札を申述ふ。○午後再び東宮職に到り、桑野へ当夏期手当金之事を相談シ、三時頃御殿ニ帰る。

十七日 土 午前九時鉄道運輸部長内藤彦七を召シ、当期賜り品及目錄等を附与す。○十時より東宮職ニ到りたれ共、已ニ兩殿下宮城へ御参内ニ成りたれハ、後刻を期シテ退出す。○午後二時東宮より常宮周宮両殿下御上りニ成り居レハ、迪宮淳宮両殿下を御供致シ参る様ニとの御沙汰ニ付、三時前より兩宮之供奉為シ東宮職ニ到り、四殿下ニ御対面被遊、又御廊下にて伏見若宮ニも御対面被遊、四時御退出直ニ還御。○東宮及妃殿下より御目錄及品物を拝領す。○正午

前御附員一同への賜品を各附与す。○四五日来之梅雨今以テ不歇、湿鬱難堪。十八日 日 連日之霖雨朝稍歇ミたれ共、夕刻ニ到り再び雨となり終夜不歇。○午前足立孝官房ニ來り、両宮御養育ニ関シ種々語る所ありたり、若き婦人ニシテハ其誠心及知識感するニ堪へたり。依テ尚後來之事等を示シ余之意見をも話し置けり。○午後桂潜太郎・足立正声・河村春子及同花子伺候、各賜謁。桂ハ其儘退出せり。○洋服屋大金ニ御召服各一着を申付く。

十九日 月 終日霖雨。○午前加藤侍医と日光へ御避暑之件ニ付、随員云々の事を相談す。○十時一旦帰家、再び外出シ夕刻帰家宿泊す。

二十日 火 午前八時半宅を出て新橋停車場ニ到る。今朝皇后陛下葉山へ行啓ニ付、兩皇孫殿下之御使として奉送ニ出でたる也。九時廿五分無御滞御発車。其前子も御料車内にて陛下ニ拝謁被仰付、種々御言葉を賜ハリたり。○同停車場より直ニ宮内省ニ出で徳大寺侍従長ニ面会シ、来る廿五日淳宮御誕辰之節両宮御参内之件ニ付、聖上御思召云々の事を相談せり。式部職ニ立寄り正午前御殿ニ帰る。○午後一時東宮より御召ニ付同御所ニ参シ、東宮ニ拝謁シ三時頃御殿ニ帰る。○御上り合せの魚を村木武官長ニ賜ハる。○佐々木高行之代として同子息高至伺候賜謁。○重見、宅より來り、兵隊明日より宿舎云々の事を告ぐ。

依テ目下梅雨之季節、衛生ニ注意云々且ツ止む無くんハ謝絶為ス可キ旨を命す。二十一日 水 朝徳大寺侍従長より、来ル廿五日淳宮御誕辰当日兩皇孫殿下御参内為在らるれハ聖上御対面被遊へき旨、電話にて申來る。○午後三時東宮并二同妃、富美宮及泰宮の四殿下御飯御殿へ被為成、四時過ぎ皆様還御。○午前九時より高輪古谷ニ到り鶴子の病氣を見舞ふ。同人も頗る重症之肺患にて余命若干もあらざる由、実ニ氣の毒之到り也。次て高輪御殿ニ伺候シ、佐々木伯夫人ニ面会シ十二時前御殿ニ帰る。

二十二日 木 午前桂主事來談。十時過ぎより東宮御所に到り、兩宮殿下之一日中之時間割りを認メ東宮并二妃兩殿下ニ差上ケ置く。○午後三時前より早蕨典侍伺候拜謁シ四時過ぎ退出す。○予ハ五時頃一旦帰家、再び外出す。○今日も終日風雨無歇。○

二十三日 金 終日休養す。○今日も霖雨未夕歇ます。

二十四日 土 午前九時參殿。○正午渥美千代伺候す。依テ桑野、岩崎及足立へ引合せ置き、予ハ一時頃より東宮御所ニ到り拝謁す。然るに明日午後御余興之節、予妃殿下へ行啓云々の事申上、未タ東宮ニ不申上との事を以て大ニ勘気を蒙り甚タ迷惑す。依テ浜（万里小路幸子）萩典侍及桂主事とも相談せる事ありたり。四時頃御殿ニ帰る。其節東宮職の玄関にて古谷ニ出會シ暫く立談し別れて去る。

二十五日 日 今日ハ東宮妃及淳宮兩殿下之御誕辰也。依テ午前八時半皇孫御殿殿詰之者一同淳宮ニ御祝義を申上。○同九時三十分兩皇孫殿下御出門、東宮御所ニ被為成兩殿下ニ御対面。畢て同十時同所御退出直ニ宮城へ御參内、十時四十分頃聖上出御、予及岩倉公兩皇孫殿下を御供シ御座所ニ參シ、兩殿下聖上ニ御対面被遊。十一時前御退出、十一時十五分頃假御殿へ還御。予終始陪乘す。○予ハ十一時半より東宮御所ニ到り妃殿下ニ拝調御祝賀を申上ケ、次て表謁見所にて立食を賜る。宮内省各部署局長等被召。○午後二時頃退出御殿ニ帰る。○三時頃より御庭先キニテ大神樂を催し御覽ニ入る。九条正四位夫婦・一位局及川村春子參賀陪覽シ、後子御祝酒を賜ハる。五時頃一同退出す。

二十六日 月 午前小川一真を呼び兩宮御写真採影の事を申付く。今後天氣を見計らい、御殿内ニテ採影する事ニ成シ置けり。○又高橋へ白色御半靴各二足を注文せり。○林友幸翁伺候、御庭ニテ御遊戯中故同所ニテ賜謁。○桂主事来り、明日より桑野同伴ニテ日光へ下見分ニ行く事ニ付相談す。○高輪御殿より明日午後兩宮同御殿へ被為成てハ如何との事申来る。依て中山大夫と相談シ、東宮の御内意を伺ひ明日行啓可相成旨返答す。○豫て杉田店へ注文為シ置たる兩宮御食事用御椅子及卓各各一個出来シ来る。○宅及芝へ書状を為持遣す。○西郷隆準昨日死去ニ付同人宅へ悔ミニ到り、又杉翁を訪ふ。不在ニ付直ニ御殿ニ帰る。時二午後二時半。

二十七日 火 今朝より桑野御用掛、桂主事と同行ニテ日光田母沢御用邸へ下見分ニ到る。○今朝兩宮御採影の筈なりしか、天氣不宜御見合せと為す。○午前十時より鳥渡婦宅シ所用を弁シ、正午再び御殿ニ帰る。○午後二時四十五分よ

り兩宮高輪御殿ニ被為成、御叔母君常宮周宮兩殿下ニ御対面被遊。淳宮頃日来多人数御見知り無之人々の中へ被為成に兎角御機嫌悪しく御涙多く被為出、今日も高輪ニテ初メの程又々如此容易ニ御止り無之甚タ困却せり。併シ還御前より御機嫌直り、御二方至て御元氣ニテ五時假御殿へ還御。予陪乘し、岩崎・足立及長田供奉す。○夜東宮より本多侍従を以て電話ニテ、兩宮殿下今日高輪ニテの御様子を御尋ね被遊。依テ其実状を言上す。○迪宮今日高輪ニテ御鼻血少々御出ニ相成りたり。

二十八日 水 午後豫て菊池學習院長より寄越シ置きたる同人の意見書を同人ニ返戻す。

午後四時頃川村春子伺候、兩宮賜謁。同人より貝のうごく玩弄品を献上す。○夕景宅より古谷鶴子頗る危篤之趣申来る。

二十九日 木 午前五時宅より電話ニテ古谷鶴子今朝死去したる趣申来る。依テ予ハ七時半頃より古谷ニ到り弔詞を述へ、次て墓地取極メ之為メ青山埋葬地ニ行き、古川と種々相談之末近藤赤坂区長と相談之必要有之、直ニ区役所ニ到り近藤ニ面會、大体之事を取極メ置く。又其詳細を電話ニテ古谷ニ告ぐ。○午後二時半より鳥居坂ニ到り、山尾翁ニ面會弔詞を申述ふ。同翁も昨夜來発熱、甚タ心配す。○卓布（兩殿下の分）を杉田屋より求む。○午後小児等一同も古谷ニ到り鶴子ニ告別す。○夜前島弥より電話ニテ明日鶴子入灌云々の事を相談シ来る。依テ直ニ子の意見を申聞ケ置く。○今日久々振りニテ雨止ミ、驟ニ暑氣を加ふ。

三十日 金 古谷墓地之義に付、朝來待つ事遅シ。夕刻ニ到り漸く事決す。午後三時過ぎより一旦帰宅シ、再び外出古谷ニ到る。

七月一日 土 過日京都ニテ招聘なしたる渥美千代、今日より參殿就職す。○予一時半頃參殿、渥美ニ面會シ要談を遂げ三時より有栖川宮ニ伺候。今日古谷鶴子へ同人歿したるニ付御目錄十五円并ニ山尾へ喪中御見舞として御菓子を賜ハリたるニ付、兩家の代理として御札を申述ふ。夫れより又古谷ニ到り六時頃帰家す。

二日 日 今日古谷鶴子葬式ニ付寿栄子・幸一及小六八五時半宅を出て古谷ニ到る。○予八八時東宮御所ニ到り殿下ニ拝謁シ、今朝十時殿下香川皇后宮大夫を御召連れ之上当御殿へ可被為成筈之処、鶴子葬儀も恰も同時ニ付、其趣を言上シ暫時御暇を頂く事ニ為シ置たり。○一旦御殿ニ参シ所用を済ませ九時半より青山墓地ニ到る。于時鶴子之葬儀も到着し其式ニ列シ、十時半古谷ニ御用にて終りまで乍残念申ふ不能旨を告ケ辞して御殿ニ帰る。○東宮既ニ被為成、香川大夫も伺候し居れり。両宮の御昼餐を被為御覧十一時半還御。依て両宮之御供を為シ東宮御所まで奉送す。偶々東宮より妃殿下へ其趣被申進たるニ依り、妃殿下御中殿迄御出被遊、両宮ニ御対面被遊。○今日御両親殿下始メテ迪宮之御傍着用被遊たるを被為御覧。○十二時十五分還御。○渥美千代へ御両親殿下拝謁并ニ御言葉等を賜ハル。

三日 月 午前九時桂主事来り用談を為す。○十一時より小川一真を召シ両宮御探影被遊、午後二時前漸く畢る。○今日暑氣大ニ募り八十二度ニ達す。○夕食後東宮御所ニ到り不計両殿下ニ謁シ種々御談話之末七時退出、宅ニ帰り一時間計り休息シ、九時頃再び御殿ニ帰る。

四日 火 晴天暑氣頓ニ加ハリ終ニ八十四度ニ達す。○午前菊池大麓を召シ、過日来媒姆雇入一条ニ付尽力之藤を以て羽織及袴地を賜ハル。○午前及午後共宅より種々料理を調へ為持来る。此頃御殿の賄屋之料理食するニ不堪ハ也。○夕刻足立孝神奈川より帰参す。○午前重見来り、馬丁常吉父病氣ニ付三日間暇を得名古屋へ帰省致シ度旨申出ス。依テ之を許す。

五日 水 午前京都府立第一高等女学校々長河原一郎へ書状を出す。午後三時より両宮殿下東宮御所ニ被為成。中山一位局及同栄子も来り居れり。同五時前還御。○予八六時前帰家す。○暑氣強シ。

六日 木 午前九時過ぎより銀座其他へ買物ニ到る。○終日休養す。
七日 金 午前九時半麻布御用邸ニ到り林之嫁及娘ニ面會シ、両宮殿下、富美宮及泰宮御訪問云々の事を打合せ、十一時前参殿す。○午後三時柳原伯此度新婚之川村花子同道伺候す。賜謁又花子ニ白羽二重一疋及鯉二尾を賜ハル。○夜小

川一真来り過日之御写真の事ニ付相談す。○京都府知事大森鍾一及京都府立第一高等女学校々長河原一郎より、過日両殿下より賜ハリたる袴地及羽織地の礼状到来。

八日 土 淳宮昨夕景御庭にて御顔を蚊又ハふよニ御さ、れ被遊、今朝ニ到り左の類より御眼ニかけ大ニ御腫れ被遊たるニ付、夫々御手当を為シ且ツ明日麻布御用邸へ被成事ハ御見合せの旨同邸へ申通す。○午前九時より過日両宮御探影之写真見本数枚を東宮御所に持参、東宮ニ拝謁之上、右之内より佳良之分御息所と御共ニ御撰定之事を申上ケ、東宮ニ八十時過ぎより御参内ニ相成りたるニ付、後子田内大佐と玉突を弄シ、正午前御殿ニ帰る。○有馬侍從^(純文)へ給使中元手当金壹円を渡す。○今日古谷鶴子十日祭なれども午前ハ外出為し兼たるニ付、午後二時より青山墓所ニ到り墓前祭ニ列す。山尾其他親戚一同も参詣せり。三時頃御殿ニ帰る。○夜七時東宮より被召青山御所ニ到り、今夏各宮御避暑之事ニ付種々御内話を承り、且ツ御撰定之両宮御写真見本を持ち帰る。九時半御殿ニ帰る。○今日暑熱甚敷八十三度ニ達す。

九日 日 今日桑野終日休暇す。○午後東宮職ニ到る。
十日 月 今日暑熱最も甚シ。○午後一時半頃より家ニ帰り、次て幸橋内斬髮屋ニ到り芝ニ立寄り夕刻帰家し宅ニ宿す。

十一日 火 今日終日宅にて休養す。○華族会館へ華族名簿中此方の官職脱漏云々の事ニ付書面を遣す。
十二日 水 今朝華族会館より粗漏の謝辞を申来る。○今日学習院にて卒業証書授与式あり、幸一優等証を得、子を始メ一同之最も悦ふ所なり。夜寿栄子より其証と共に小六の一学期間無欠席証及卒業証等を届ケ来り、一覽之上直ニ返し置たり。

十三日 木 午前九時両宮御出門、麻布御用邸ニ被為成富美宮及泰宮兩殿下を御訪問^(マツ)被遊、同十一時前還御。万事御都合宜しかりし。午後二時半より東宮御所ニ到る。折柄東宮御庭御運動中ニ付、明日両皇孫御夕餐御持参云々の御答ハ本多侍從まで言上之旨依頼し置き、頃日中村孝禧妻死去ニ付同家へ弔問ニ到り、

又伊藤侯爵を靈南坂官舎ニ訪問す。偶々不在ニ付古谷久綱（取巻院書記官長）及都筑馨六ニ面会直ニ去リ、帰途宅ニ立寄り五時前御殿ニ帰る。

十四日 金 午前九時宮城へ参内、偶香川皇后宮大夫ニ面会。皇后陛下之御近状を承り、明日予葉山へ参向の事見合す事に決す。又徳大寺侍従長ニ面談、両皇孫殿下御避暑前御参内之事を相談し、又田中宮内大臣ニも面会、種々要談を遂ケ十一時半御殿ニ還る。午後三時より両宮東宮御所ニ被為成。一位局も参し居り、四時半まで最も御機嫌克く御遊ひ之上御殿へ還御。○頃日来淳宮兎角御見知り稀なる人々の中へ被為成と、御むづかりの御癖被為在たりしか、今日ハ更ニ御気味無く、頗る御快活ニて御機嫌最も宜シかりし。○又迪宮殿下先日來御嗽口御自身ニ御出来無かりしか、昨日午後より御出来始メ相成り、御自身ニも余程御悦びニて皆々へ御吹聴被遊たる位なりし。○今日暑熱最も烈しく遂ニ八十六度強ニ達し、今年中の最高度なりし。今日中元之御祝として宮城よりちゞみ一疋を賜ハる。○夜一同へ近日より日光へ被成ニ付、其前一日の休暇を賜ハる旨を達す。○昨夜看護婦其他へ洋服御召の時心得云々巨細申達す。

十五日 土 午前種々要務を所断す。

午後一時頃宅へ帰り、同三時半頃より再び外出す。

十六日 日 昨夜より電話ニて東宮より種々御沙汰あり。終日今朝八時半までに参入可致との御沙汰ニ付、正ニ宅を出てんと為したる時偶柴田家門來訪。依て数分談話、其内又々東宮より至急之御召ニ付直ニ参入為したる所、今日東宮新宿御苑ニ被為成ニ付両皇孫殿下をも共ニ御同伴相成り度との事ニ付、直ニ御請申上御殿ニ帰り、同十時御出門ニて両宮殿下新宿御料地ニ被為成、暫くして東宮ニも御着御、十一時前両宮ニハ御昼餐を被遊（御休所ハ元之内匠寮出張へ頃日新築ニなりたる御殿なり）、正午過ぎ両宮還御。予給テ陪乗供奉す。○午後一時帰宅す。○今日御殿ニ料理人ニ依頼し西洋菓子二種を製し、宅ニて小兒等ニ与ふ。○夜東宮より万里小路浜荻を仮御殿へ被為差遣。其意詳ニ解する能ハす。

十七日 月 今日光宮日光へ御成りニ付午前九時前上野停車場ニ赴き同九時御発

車、奉送為シ直ニ御殿ニ帰る。○昨夜万里小路浜荻典侍伺候す。○午後斎藤桃太郎及伊藤勇吉之留守宅を見舞ひ、又鳥居坂及川村伯へ告別ニ到る。鳥居坂ニてハ山尾翁ニ面会シ、又川村ニてハ未亡人及鐵太郎并ニ同家内ニ面会シ、五時前御殿ニ帰る。○夜東宮御所より電話ニて東宮當御殿へ夕刻御出被遊度云々ニ付予へ御下問ニ付、直ニ御断り申上く。○頃日来暑熱殊ニ甚シ。

十八日 火 今朝より御先発として桑野御用掛及女孀岡富代等日光へ出向ふ。

午後二時半より迪宮淳宮兩殿下東宮御所へ御暇乞ニ被為成、四時半還御。御機嫌最も宜敷頗る御元氣ニて被為在たりし。○五時より予一旦帰家、再び外出夜八時御殿ニ帰る。○今日古谷鶴子之二十日祭ニ付、寿榮子并ニ小兒等一同回家へ到る。○伊藤多満子來訪。

十九日 水 今朝荷造り等を為シ之を發送す。○兩皇孫殿下日光へ御成り之義ニ付在葉山なる香川皇后宮大夫へ一書を郵送す。○栃木県警部及属官各名來り面会す。○午前十時より宮城ニ出て岩倉侍從職幹事・田中宮内大臣及花房次官等へ面談シ、又杉翁及林子等ニ出會。要務を済ませ正午御殿ニ帰る。○午後三時より東宮及妃兩殿下飯御殿へ被為成兩宮へ御対面、種々御対手之上四時二十分還御。○予ハ四時半東宮御所ニ出て兩殿下へ御暇乞申上ケ直ニ帰家シ、家族一同と共に夕食を為シ、八時御殿ニ帰る。○川村鐵太郎伺候す。○午後山尾翁、宅へ來訪之由。

二十日 木 午前八時十分兩皇孫殿下飯御殿御出門、浜荻典侍・川村後室・村木少將・田内大佐・サラザン等來り奉送す。予陪乗す。同八時五十五分上野停車場着。田中宮内大臣・杉柁密顧問・林御養育主任・加賀美御用掛外数名來り奉送す。東宮よりハ錦小路を停車場まで被為差遣。○同九時上野御発車。暑氣強ク風ハあれ共塵砂及粉炭の車中ニ舞ひ込むニ困む。兩宮御車内ニて御昼餐之上午後一時五十分日光停車場御着。次で腕車ニて（迪宮ハ渥美御用掛、淳宮ハ足立御用掛陪乗）二時半田母沢御用邸へ御安着。○今日御途中至て御機嫌宜敷又沿道地方官及人民之奉迎及日光町ニて官吏及神職等之奉迎如例。○御着後驟雨烈シ。○東京よりハ余程冷氣を感す。

二十一日 金 今朝より迪宮聊か御風氣ニ感せられたる様子なれ共、格別之事も無く全く些少之鼻カタル之如シ。併シ直ニ御手当を為シ且ツ終日御外出を留む。○終日光宮と時々御遊戯被遊。○夕刻子及暹美供奉シ、淳宮御庭内及田母沢邊を御運動被遊。○三宮式部長、中山宮司等伺候す。○夜留守宅へ書状兩通を出す。

二十二日 土 終日半晴且ツ曇。午前八時四十分より両宮御裏門より朝陽館附近迄御散歩。子供奉シ十時過ぎ還御。○中山大夫、在葉山香川皇后宮大夫及柴田家門より來書。○午前九時発之汽車にて加藤侍医帰京す。○夜驟雨來る。○午後二時半より、予三宮義胤を同人別荘ニ訪ふ。取次人來客中の趣を以て断りたる二付、直ニ名刺を遺して去る。夕刻家來り過刻の無礼を謝す。○原侍從(信太郎)りも來書。和歌詠草云々也。

二十三日 日 午前晴朗、午後半晴。○午前八時五十分より両宮御運動。御裏門より左ニ折れ、田母沢を渡り三宮別荘の門前より左ニ曲り本街道を經、田母沢橋脇の御裏門より還御。于時十時五分前也。○中山大夫、柴田家門及留守宅へ各一書を出す。○夕刻留守宅より來書。○夜桂潜太郎及桑野來談、十時半各散シ直ニ寝ニ就く。

二十四日 月 今日より濃霧折々來る。○午前八時過ぎより両宮正門より御出門。神橋まで被為成、御帰途日光ホテルの脇より腕車ニ被召十時前還御。○福原百合熊より松樹之盆栽を贈る。○夜桑野子か室ニ來談す。○足立孝其他七八名早朝より中禅寺へ遊覽ニ到る。

二十五日 火 早朝寿栄子へ、同人始メ一同当地へ今夏來遊してハ如何云々の事を申遣す。午後中山東照宮々司伺候す。両宮御參詣云々ニ付て也。○小包郵便留守宅より到來す。○終日濃霧。

二十六日 水 午前はち石へ到り今回新ニ開設爲したる当県之美術館を一覽シ買物等を為シ、正午前御用邸ニ歸る。○午後中山大夫へ沼津川村別荘云々の件ニ付書状を投す。○今朝并ニ夕刻兩度ニ留守よりの書状三通到來。○夜寿栄子へ

一書を送る。○今日ハ子の誕生日ニ付、心祝として供奉員一同并ニ桂潜太郎等へ当地の鰯を注文して贈る。○小田切(香太郎)当県事務官伺候す。拜謁なし。又薬剤士長も東京より來る。○今日も終日濃霧深シ、大ニ冷氣を覚ふ。○両宮へ始めて鰯を供進す。○午前洋服屋大金を東京より呼び、両宮の御洋服を注文す。

二十七日 木 今朝両宮東照宮へ御成りの筈なりしか、天氣思ハしからず二付御延引被仰出。○午後寿栄子より來書。明日小兒等一同と共に当日光へ來る旨申來る。夜又電報にて弥明日出發之旨重テ申來る。○夕刻福原百合熊より鶏肉を贈る。依テ桑野を子か室ニ誘ひ共に晩食を喫す。偶々桂潜太郎も來會、夜十時迄快談し直ニ寝ニ就く。○午前桂と玉突を弄す。○終日半晴、冷シ。

二十八日 金 今朝両宮九時御出門にて東照宮へ被為成、總テ御參拜之上十時半還御。○予ハ、今日寿栄子・幸一・小六・治子及八重子東京より日光見物之為メ当地へ午後一時五十分着之汽車にて來着なしたる二付、夕刻より小西別荘即チ一同の旅宿ニ到り一泊す。

二十九日 土 午前十時半頃小西より御殿ニ歸る。○今朝嘉納より小石川地所買売の一条ニ付書状ニ接シ、又山田仙三より詳細ニ事を聞く。

三十日 日 午前七時十分御用邸を發足シ、大日堂先きにて寿栄子及子供等一同ニ出會シ、共ニ中宮祠ニ到り、十二時十分前同所旅宿つた屋ニ投宿す。○寿栄子及子供等一同ハ湖上を船にて渡り、竜頭之滝を觀覽す。予ハ社務所ニ到り(兼尊)禰(兼尊)宜立木某及村上信夫ニ面會シ、夫れより近傍を散歩シ三時旅宿ニ歸る。○湖上の風景又格別にて幸一など頻りニ写生し居れり。○終日天氣半晴最も旅行ニ適す。

三十一日 月 夜來之霖雨未タ不歇。午前七時半中禅寺旅宿つた屋を發す。幸一及小六并ニ女中もと及政ハ徒歩を望ミ、其他ハ皆駕籠也。華嚴滝近傍にて降雨最も強シ。八時半中の茶屋着。九時十五分馬返シの茶屋着。後チ清滝村ニても小憩之上、十一時十五分御用邸ニ歸着す。終始降雨甚しく大に困難す。又明日より男体山々開きニ付、行者多数登山するを見る。○芝及柴田家門より來書。八月一日 火 午前兩宮九時頃御出門。公園附近へ御運動ニ被為成たれ共、生憎

忽ち微雨襲来ニ付、凡ソ一時間位にて還御。○重見留吉へ小石川地所実測云々の件申遣す。○寿栄子及小児等一同霧降りの滝へ到る。○喜美へ書状を認む。明日伊香保へ届くる筈。○午後四時過ぎより小西別館ニ到り、一同と共に語り一泊す。

二日 水 今朝家族一同伊香保へ向ふ筈ニ付皆々五時前より起き各支度を為す。六時四十分一同と共に旅宿小西別館を出て、一同七時五分日光停車場を発するを見送り、八時前御用邸ニ帰る。山田仙三も来、周旋す。○留守重見より申越シたる種々の事件ニ各指示を与へ、明日仙三帰京之筈ニ付同人ニ託す。○午後両宮御食事時間、明日より変更之事なと一同へ達す。○終日霖雨。○早朝喜美伊香保より発したる書状ニ接す。直ニ返事を認メ寿栄子ニ托す。

三日 木 午前八時半より両宮ニ荒神社へ被為成、十時還御。○伊香保より昨夕一同六時半無事ニ同地へ着したる旨の電報来る。○午後一時五十分常宮周宮兩殿下御着ニ付御使且ツ奉迎ノ為メ桂と共に停車場ニ到り兩殿下ニ拝謁シ、次で御旅館朝陽館ニ立寄り、三時前御用邸ニ帰る。○在馬関松尾寅三より過般清一死去の節の答札として、ふるしきを贈り来る。○臼井栄三郎より足尾銅山の産物数品を贈る。○今日より両宮御食事の時間を変更す。○園御用掛、二荒神社宮司立木兼善等伺候す。○今朝山田仙三帰京す。○午前山田仙三へ一書を出す。四日 金 今朝臼井栄三郎来る。面会し同人より贈物之答謝として金五円遣し置く。○終日降雨終ニ不歇。○午後在伊香保寿栄子より来書。○午前加賀美御用掛伺候す。○午後柴田俊一交代として東京より来る。宮御洋服及御写真を持参す。○朝中山大夫より沼津川村伯別莊御買上ケ及改築云々ニ付来書。又原東宮侍従より一同之和歌のなをりたる写しを送り来る。

五日 土 今朝早天より渥美千代其他兩三名の婦人、好晴ニ付中宮祠及華嚴瀑布等見物之為メ同地ニ到り、夕景一同帰着す。○朝十時より両宮朝陽館ニ被為成、常宮周宮兩殿下ニ御対面被遊、種々御遊ひの上正午還御。○朝重見留吉より小石川地所実測云々の義ニ付来書。依テ直ニ返事ス。又同時ニ予ニ揮毫を依頼し来りたる名古屋伊東源四郎へ返書を可出旨をも申遣す。○昼頃在伊香保喜美よ

り来書。○夜渥美及足立子の室ニ来り談す。十時過ぎ去る。○福原百合熊へ種々の返札を兼ね心付五円と菓子少々を遣す。○当郡々長井諫三鷹之雛二羽を両宮ニ献上す。

六日 日 午前在伊香保寿栄子及喜美ニ書状を遣す。○九時頃より両宮御庭内及大谷川御裏門外辺の御運動ニ供奉す。後チ又両宮ハ主馬寮之構内等へ被為成、雨降り出し暫時にして還御。○京都府知事大森鐘一へ過般同人より贈り来りたる李果之答札状を出す。○原侍従へ詠草を送り返す。○夕刻日高秩父伺候す。今日梨本宮妃当地へ御来着ニ付供奉して来りたる也。○三宮義胤今日家族一同と共に帰京為したる由也。○夕刻寿栄子より来書。○在京山田仙三よりも小石川地所実測之成行を報し来たる。

七日 月 両宮殿下午八時三十分御用邸御出門。裏見之滝へ被為成、予等供奉す。途中兩殿下頗る御活潑御歩行も充分被遊、正午還御。○留守相原健三より書状并ニ小包郵便にて羽織及袴并ニイソップ物語原書一冊送り来る。○夜中山大夫へ宛て書状を認む。○午前半晴、午後より時々微雨来る。

八日 火 午前八時半常宮周宮兩殿下当御用邸へ被為成、両宮と御対顔。十時頃御一所ニ御茶を被召上(両宮他と共に御会食被遊ハ今日始メテ也)、十一時前常宮周宮兩殿下還御。○伊香保へ宛、寿栄子へ一書を出す。○相原へ返事す。○明早朝より桑野銳帰京之事ニ決す。○早朝大雨、後チ止ミ午後より又降ル。○夜在伊香保幸一、小六及治子より来書。過日当日光にて採影なしたる写真も共ニ送り来る。○早朝中山大夫へ書留にて一書を郵送ス。

九日 水 早朝馬関松尾寅三へ礼状を出す。○桑野御用掛、七時五分之汽車にて帰京す。○八時半頃より両宮之御供を為シ含満淵近傍ニ到り、十時十五分前還御。其前梨本宮妃伊都子殿下御参。両宮御対面被遊、十一時半頃還御。○午後重見留吉より来書、直ニ回答す。○飯田巽伺候す。○夜寿栄子より来書、直ニ返事を送る。○夜薬丁池田某と囲碁一曲。

十日 木 今日東宮塩原へ行啓にて宇都宮を御通過ニ付、豫テ東宮より同市へ出向ニ不及との御沙汰有之たれとも、昨日桑野を以て強て右様の義ハ不可然、御

孝道ニも又国民ニ対せられ候ても両宮より御使の一名も不参、其儘ニ御過こし相成候ハ、甚夕不可なる旨を述べさせ、予是非御使ニ参り度旨大夫へ申通したれ共遂ニ採用を不得、頗る慷慨ニ不堪。○在伊香保小兒等同へ書状を出す。○午後川村鐵太郎伺候賜謁。又同人沼津の桃実を持参献上す。○明後日故川村伯一年祭ニ付、同家へ玉串料二十五円下賜（両宮より）之義ニ塩原なる中山大夫へ電報を出す。深更返電来る。

十一日 金 早朝東京桑野へ明日川村邸へ玉串料可持参旨之電報を遣す。然るニ後千山田より同人ハ已ニ東京を發シ当地へ向ひたる由、返電シ来る。○七時過キ当地小学校々長森権士郎を呼び、同人等之請願ニかゝる生徒一同敬意を表せんか為メ参邸云々の儀ニ付、訓諭する所ありたり。○八時半より両宮ニ供奉シ稻荷川向ふなる梅屋敷ニ到る。偶々梨本宮妃及同姫宮被為成、共ニ御遊び被遊、十一時半還御。○当郡長長井諫三伺候シ面会す。○午後万里小路幸子宛之書状を認む。○早朝飯田巽より来書、直ニ返書す。○午後桑野銳及原田侍医東京より帰参す。○今早朝寿栄子并ニ他一通之書状を送る。○日光町民より両宮へイワナ魚二桶を献上す。右之内供御を遣シ、余ハ妃殿下ニ被為進。

迪宮今日伺ひたる所 四月廿九日以来 淳宮同断 六月廿五日以来

御身長	三尺壹寸三分	六分増	御身長	三尺〇三分	九分増
御頭囲	一尺六寸六分	二分〃	御頭囲	一尺六寸五分	無シ
御胸囲	一尺七寸一分	三分〃	御胸囲	一尺六寸八分五	五リ〃

十二日 土 半晴。○早朝加藤侍医帰京す。○午前万里小路幸子ニ書面を認メ、妃殿下へ可差出両宮の御写真と共に郵便ニ附す。○在塩原中山大夫へも両宮御写真の事ニ付一書を投す。○朝両宮桑野供奉ニて滝尾ニ御散步被遊、十一時前還御。○夕刻園伯伺候。宮城より予等供奉員一同へ下賜之御料理料五十円を持参す。又佐々木伯より花火数種を献上す。○寿栄子より来書。

十三日 日 今朝寿栄子より電報ニて、重見之子息一昨十一日旅行先キ平泉ニて急病ニ罹り死去なしたるニ付、其取計方尋ネ来る。実ニ意外之報ニ接シ直ニ寿栄子ニハ返電を出シ置、次て留守相原へ電報ニて詳報を問合せニ遣りたるニ、

引違ひ山田仙三より来書、右一条之巨細を申来る。依テ直ニ重見へ書面を認メ郵便為替ニて金三拾円、内五円ハ予等よりの香典、残り二十五円ハ甲祭料として共ニ郵送す。寿栄子へも悉く当地ニて取計らいたる旨電報ニて重テ申遣す。○相原よりも返電来る。○午前八時過ぎより両宮御用邸附近より公園等御散、予供奉す。途中梨本宮妃及姫宮ニ御出會、十時還御。○朝佐々木伯伺候賜謁。○当県事務官小田切鑿太郎伺候、予面会ス。○夜寿栄子及八重子より来書。○今朝常宮・周宮へ過日川村鐵太郎より献上したる桃数個を両宮より被為進。○宮城へ昨日之御札電報を出す。○終日曇時々微雨。

十四日 月 夜来降雨最も甚シ。終日不歇。○午前寿栄子及八重子之書状を出す。○午後常宮・周宮より、輪王寺より同宮へ献上致したる趣を以ておはぎ（宮中ニてハ、やハくと称する由）を被進、依テ御夕食後ニ両宮ニ供進す。如此者を被食召たるハ今日始メ也。○午前十一時頃長崎省吾伺候賜謁。○夜八時寿栄子より書留郵便到着。

十五日 火 昨日来之霖雨今以て不歇。大ニ冷氣を覺ふ。○桂主事七時五分日光發之汽車ニて帰京す。○三宮義胤昨夜七時二分死去之報ニ接シ、直ニ同夫人ニ弔電を發し、又同事件ニ付稻葉正純（式部卿主事）ニ一書を投す。○午前十時両宮御茶之節、看護婦兩人余之命シ置きたる事を予の去りたる後、彼等之意の如く改メ、予の命ニ反きたるニ依り、兩人を呼び大ニ訓諭為シ置きたり。○午後三時半寿栄子及其他へ各一書を投す。○夜渥美及足立両御用掛を予之室ニ呼び、種々要談を遂げ尚将来之心得等を示し置く。○東京万里小路幸子、重見、相原及喜美より来書、各此方よりの書状ニ対する返答也。

十六日 水 三宮八重野より答札の返電来る。○佐藤仕人東京より来り山田仙三の書面を持参す。依テ封入之小石川地所ニ関する願書ハ直ニ伊香保へ送り、又明藤代仕人明日帰京ニ付、山田仙三への返書を托す。○幸一及小六伊香保湯中子ニて採影なしたる写真を送り落手す。○夜寿栄子より来書。日本鉄道会社配当金之書類を送り来る。

十七日 木 昨日来之降雨未夕不歇。○朝寿栄子及他一通書状を認め郵送す。○

忠太郎へ返書を出す。

十八日 金 午前八時過ぎより両宮梨本宮妃殿下之御旅館へ被為成、十時過ぎ還御。○午後宮城御内儀より矢守八巻御使ニ来り、皇后陛下より両宮へ被進品及供奉員一同へ酒肴料等を持参す。又桂潜太郎東京より帰参、両宮へ妃殿下より被進の貝の御手遊び品及供奉員一同への酒肴料を持参す。予ニハ特ニ酒肴料として別包ニテ五千疋賜ハリ、各直ニ御札の電報を出す。○二時半斬髪す。○夜看護婦兩人を呼び御養育上之件ニ付相談す。九時過ぎ各去る。○夜九時寿栄子より来書。

十九日 土 今朝八時過ぎより両宮含満淵附近へ御散步被遊、桑野供奉す。○予ハ皇后宮属八森（昨日矢守と記せしハ誤）能恒帰京ニ付、万里小路幸子ニ書状を認め、尚御側日誌老冊を妃殿下御慰ミの為メ相添へ八森ニ托シ、万里小路之許迄差送る。○寿栄子及川村鐵太郎より来書。○昨日伊香保より小包ニテ西行法師之伝送り来る。○今日より両宮の御食事を改メ朝昼晩の御牛乳を減す。○終日曇後千雨、且ツ夕景より霧かゝる。○当県警部長及他県官一名伺候す。○終日大ニ冷気を覚ふ。

二十日 日 朝東照宮々司中山伺候、明日塩原へ赴く云々也。
在伊香保寿栄子より并ニ幸一より浅間登山云々の書状到着。岡侍医局長東京より伺候す。

午後加藤照磨東京より来り両宮御食事云々の事を申す。予甚タ不満ニ不堪、多少論したれ共思ふ所あり暫く之を忍ぶ。頃日桑野之拳動も頗る不得其意、終始憤慨ニ不堪。山田仙三より来書。

二十一日 月 午前桂潜太郎塩原へ赴く。○九時過ぎより常宮周宮兩殿下御参、十時半還御。○午後寿栄子へ書状を出す。○古谷久綱より、鶴子死去之節此方より供物等贈りたる答礼として寄附金等為シたる旨云々書状来る。○岩崎艶子昨夜来腹痛、予も又朝来腹工合悪しく大ニ困る。○原田侍医今朝より去る。
二十二日 火 在伊香保幸一へ絵端書を送る。又同品十九枚を小包ニテ差送る。
○万里小路幸子より返書到来、又東京留守相原より来書。終日霖雨冷氣。

二十三日 水 午前八時過ぎより両宮ニ供奉シ御用邸近傍を散步す。当地の小児等軍旗及ラツパなどを持ち戦争事を為すを御覧せられ、御興ニ入らせらる。十時頃還御。○午後一時半頃北白川宮恒久王伺候。折柄両皇孫御午睡中ニ付直ニ還御。○長井当郡長伺候、予面会ス。○二時半頃梨本宮妃明日より御帰京之趣を以て御告別之為メ御参。迪宮及光宮御対面被遊。○重見より来書又相原より刻煙草五包送り来ル。○伊香保製黒僧玩弄品四個小包ニテ寿栄子より送り来る。○又喜美より来書。○過日幸一水沢之浅間及舟尾滝等採影なしたる写真数枚送り来る。○午後寿栄子及東京相原へ書を出す。○夕刻桂主事塩原より帰参す。

二十四日 木 朝八時半両宮三代將軍家光の廟へ被為成。予供奉シ、次て輪王寺へ御立寄り、目下同寺ニ御滞在中の恒久王御尋ネ之筈なりしか、霧雨繁ク降り来り御見合せを申上ケ、予御使として同寺ニ参す。折柄常宮・周宮及北白川宮（貞子、頼寧夫人）王女ニテ有馬家へ降嫁之方も御同席ニテ恒久王ニ拜謁シ御使之趣言上シ、十一時御用邸ニ帰る。○午後供奉員へ御旅行中の手当之事ニ付、桂潜太郎ニ談したる事有り。○今朝当日光町民より献上品之事ニ付桑野之所処（ツツ）甚タ越権、予頗る不満。尤も今ハ忍んで不語、当人之如此無礼の所為ハ今に始メぬ事也。○加藤侍医去り、長田来る。○終日霖雨少シも不歇。○夜寿栄子より来書。

二十五日 金 今朝より淳宮御風邪之気味ニ付、夫々御手当を為ス。○午前寿栄子及他へ各一書を出す。○午後無事、可記程の事も無シ。○終日霖雨少シも不歇、一同大ニ困却す。○桑野へ先つ来月五日還御之積りニテ準備為ス様申渡ス。○岩崎艶子今晚礼讓甚タ不遜、予甚タ不得其意、無教育之老婆之事ニ付今晚ハ其儘見遁かし置きたり。○両宮来月五日御帰京之事を決シ桑野ニ申渡す。
淳宮御体量先月より百八十目御増加。

二十六日 土 今日も霖雨不歇、最早十日計り殆と晴天とてハ無シ。寒冷加ハリ実ニ不順之候、全難堪までに候。○淳宮御風邪未タ不宜、又今午後より迪宮御冷へ腹之気味ニテ夫々御手当を為す。○今日有栖川宮御一行欧洲より御帰朝ニ付、同宮并ニ斎藤桃太郎、伊藤勇吉及丸尾錦作へ祝電を發す。○在伊香保幸一及小六より画端書、又治子及八重子より書状到来。○夕刻長田侍医と要談す。

同人之談甚タ余之意ニ不滿、頗る不快也。○午前輪王寺住職伺候、献上物を持參シ、又子等ニも日光よふかんを贈る。○夜治子及八重子へ書状を認む。○齋藤、伊藤及丸尾等より返電来る。

二十七日 日 今日暫時之間頃日来之雲霧晴れ、朝九時頃より一時頃迄日光を洩シ、両宮御玄闕前ニて御運動被遊。○一兩日来之両宮の御微恙今朝大ニ宜シ、雖然尚御手当てを為す。○在東京齋藤桃太郎へ此方之心情を述へ要書一通を郵送す。○午後両宮御旅行中供奉員へ毎月例規手当金之事を取調へ之を桑野ニ示し置く。○夜伊香保寿栄子より來書、日本銀行配当金其他也。○福原百合熊より足尾ニて製造したる鉄之こんろ及板鍋を贈る。夜同人と囲碁二曲、同人二子ニて勝敗無シ。○午後三時頃より雷鳴烈しく且ツ激雨來り、夕刻ニ到り止む。○女中す、桑野之家内等と共に早朝より中宮祠ニ到り、夜ニ入り帰る。○曾我(祐準)日本鉄道会社々長より、あ、び生員四十個を両宮ニ献上す。依テ供奉員一同へ賜はる。

二十八日 月 午前在葉山香川皇后宮大夫へ一書を投シ、当両宮之御近状を報シ皇后陛下へ言上を依頼す。○午後林有隣、妃殿下より両宮へ被進之ヒスクイキ二缶を持參す。同人ハ御用邸ニ一泊す。○寿栄子及他へ一通書留書状を郵送す。○夜桑野を予の室ニ呼び、豫テ予の腹案を認メ置きたる近侍等勤務改革案を示す。同人ハ其発表時期ニ付何とか彼是申居れり。○不相變終日霖雨。○早朝粟野属交代ニて帰京す。○夕刻寿栄子より書状、又小六より絵端書到着。○供奉員一同へ手当金を遣す。

二十九日 火 今日又不相變霧深く霖雨終日不歇。○午後中山東照宮々司伺候。両宮殿下へ種々献上物を為せり。○在鎌倉山尾翁へ返書を出す。○午後治子より榛名山へ參詣云々の書状落手。○二時過ぎ山田仙三東京より帰參。○淳宮之御風氣今以テ御全快ニ不至、今午後より迪宮も多少御風邪之氣味ニ見上ケ奉る。○夜渥美及足立兩婦人を呼び、後來両殿下御養育之件ニ付種々要談を遂く。三十日 水 終日蔭鬱未夕濃霧不霽、時々霖雨來る。○早朝桑野鋭を、東宮明日御誕辰ニ付両宮御使として塩原へ遣す。○午後寿栄子及治子へ書状を出す。○

曾我日本鉄道会社々長及日野西侍從伺候す。○東宮、來ル九月二日東京へ還御之旨申来る。

三十一日 木 「東宮御誕辰」今朝ハ近頃珍しき好晴ニて皆々大ニ悦ひ、兩殿下も御朝拜及御朝餐被為濟、直ニ謁見所及御玉突場ニ被為成、午前中ハ殆と日向ニて御遊ひ被遊。○東宮御誕辰ニ付御夕ニ御祝御膳を供す。又右ニ付二荒神社宮司立木、輪王寺門跡其他御祝賀ニ伺候す。○在葉山香川皇后宮大夫より返書、又在塩原中山大夫より公書到來。○在伊香保寿栄子より書状、又幸一及小六より過る廿七日榛名山ニて採影なしたる写真五枚を送り來る。直ニ返書を出す。○夜足立孝より油絵之画端書三枚を贈る。○今朝講和談判彌成立之報ニ接す。未タ其条項ハ詳報無ケれとも此際實ニ当局者之苦心想察ニ不堪、大ニ同情を為す。国民一般無責任者門外漢の容易ニ不能知所也。

九月一日 金 今日も霧四辺ニ懸り終日不霽、無聊ニ消日す。○桑野鋭昨夜塩原より帰參シ、出先ニて風邪ニ罹りたる由ニて今日終日引籠る。○常宮周宮兩殿下より兩皇孫殿下へ手遊品數種を被進、仕人持參す。○夜福原百合熊と囲碁數曲を闘す。○講和談判之報益不如意、不快ニ耐へず。實ニ現世之強食弱肉、自己之利益ノ為メニハ他ノ生存ヲ不顧之有様慨嘆之至リニ不堪也。

二日 土 兩宮殿下御風邪次第ニ御宜シ。昼間半晴ニ付御内庭を御運動被遊、夜久々振りニて御入浴被遊。○午前中山宮司伺候、子等ニ当地の練羊かんを贈る。○午後加藤照磨東京より來る。○夕刻寿栄子より兩通、其他ニ一通伊香保より到來。○夜福原と囲碁數曲。○今日東宮塩原より御帰京、兩宮及供奉員一同より御安着御祝電を差出す。

三日 日 半晴。暑氣を覚ふ。○午前八時半兩宮輪王寺へ被為成、同座主(盛照)彦坂之御案内ニて同寺之国宝を御覽。次て御庭園御散歩、又本堂へも御立寄り之上、御帰途朝陽館え常宮周宮兩叔母宮を御訪問、御庭内之池ニて釣魚等被遊、御茶を被召上十一時半御用邸へ還御。○吉見皇后宮属東京御内儀より御使として聖上より兩宮へ被進之御手遊品を持參す。直ニ御礼の電報を出す。○今日寿栄子及小兒等一同伊香保より帰京シ、八時頃無事帰宅之電報來る。○夕刻より夜ニ

懸ケ荷物等を取片付ケ帰京之準備を為す。○夕方両宮御剪髮被遊。

四日 月 終日曇天、暑熱大ニ還る。○午前八時五十四分発之汽車ニテ桑野銳先發員一同と共に帰京す。○午後東照宮々司其他を呼び、献上品之御返シ金及手当等を賜ハル。○今回之講和条件実ニ憤懣慷慨之至リニ不耐、将来軍人ニ対する之面目無く、実利的之損失よりも国民精神上之敗滅軋々嗟嘆之極也。○夕景知事及郡長ニも賜ハリ物を授与す。○夜福原と囲碁壱曲。

五日 火 午前八時二十五分兩皇孫殿下日光田母沢御用邸御出門、同五十四分日光発之通常列車ニテ御召車を聯結シ直ニ発車。例ニ依リ東照宮々司其他高等官及学校生徒等堵列奉送す。午後二時三十分東京上野停車場御著車。宮内大臣田中子爵・中山東宮大夫其他數十名同所ニ奉迎す。○兩殿下ハ御馬車ニテ予陪乗シ、万世橋附近より兩殿下共御睡眠被遊。○今日炎熱殊ニ烈しく汽車中其他殆ど瓶中ニ如在。都下ハ九十四度迄昇りしと称す。○曾我鐵道会社々長ハ大宮より陪乗す。○兩宮假御殿へ御安着後予ハ先づ宮城ニ參シ、御内儀ニ出て女官某ニ面會シ御安着之趣を申入レ、帰途有栖川宮ニ參シ同宮ニ拜謁、過般御帰朝の御祝賀并ニ皇孫兩殿下の御近狀を申上ケ、次で東宮御所ニ出て兩殿下ニ拜謁、種々兩若宮之御近狀を言上シ、六時頃假御殿ニ帰り宿直す。○今夜暴民等大ニ日比谷公園ニ集リ内務大臣の官舎ニ放火シ又警察官等と争鬪す。死傷者數名を出たせる趣也。

六日 水 午前八時半頃川村鐵太郎伺候、又弘田長も来る。○十時より兩宮東宮御所ニ被為成、御兩親殿下ニ御対面、十一時半御退出還御被遊。予供奉す。○午後一時より宮内省ニ出て齋藤桃太郎ニ面會、予身上ニ付き種々相談を為シ、帰途有栖川宮ニ到る。偶々同宮東宮御所へ被為成所ニテ御玄関ニテ拜謁、明朝再ひ伺候之事を申上ケ直ニ去る。○五時頃帰家す。○今夜再ひ都下の暴徒大ニ非行を逞シ、市内騒々敷頗る不穩之様子ニテ、予ハ既ニ寝ニ就き居りたれ共東宮の御沙汰ニ依リ十一時頃重テ假御殿ニ出て宿直す。桑野も宿直す。

七日 木 午前八時半有栖川宮ニ出て拜謁シ、予一身上之進退ニ付縷々言上シ、九時半退出シ東宮職ニ到リ、中山大夫ニ面シ昨夜之件ニ付進退伺を差出したる

処、其儀ニ不及旨を以て返却す。十一時頃宮内省ニ出て田中宮内大臣ニ面會シ、此度予ハ単ニ皇孫殿下御附而已ならず東宮侍從長をも辭任致シ度旨申告ケ、十二時前退出一旦帰家し、午後三時東宮より之御召ニ依リ東宮御所ニ到り殿下ニ拜謁し、直ニ假御殿ニ帰り宿直す。

八日 金 午前九時杉翁を訪ふ。不在ニ付直ニ東宮御所ニ到り中山大夫今回は非辭職致し度旨縷々申述へ、十一時一旦帰家、再ひ外出。午後五時帰家晩食を済ませ七時半假御殿ニ帰り宿直す。○今日留守中齋藤桃太郎來訪、歐洲の土産として時計の鎖を贈る。

九日 土 午前八時半杉翁を訪ひ面會し此度予辭官之義ニ付相談し、九時半東宮職ニ出て中山大夫ニ面會、辭表を渡シ置く。又万里小路幸子ニも面會シ正午頃假御殿ニ帰る。○午後無事、稍冷氣を覚ふ。○午後寿栄子有栖川宮ニ伺候シ、同宮より予ニ歐洲之土産としてステッキを賜ハル。○夜八時頃東宮より、明朝迪宮淳宮兩殿下を東宮御所へ御供可致旨被仰付。

十日 日 午前十時兩宮の御供を為シ東宮御所ニ到る。橋本綱常も米り居れり。十一時半迄東宮及妃兩殿下御相手ニテ御遊ひ之上正午前還御。○十一時前陸軍次官石本少將參殿、過般日本海々戰之節露國軍艦より鹵獲為シたる露國海軍士官の短劍三振を持參し、三皇孫殿下ニ献上す。迪宮淳宮ハ東宮と御一所ニテ御中殿ニて同人ニ賜謁。○午後有栖川宮へ昨日之下賜品之御札ニ出て、次で齋藤桃太郎を宅ニ訪ひ暫く閑談シ、二時帰家す。○山尾翁及広沢一家今午後鎌倉より帰る。○夜七時前假御殿ニ帰り宿直す。

十一日 月 今日炎熱最も烈しく終日大ニ困む。○午前當御殿近侍者勤務改革案を起草シ、之を栗野に淨写を命ず。○午後三時二十分日光より還御、奉迎す。○夕刻丸尾と球戯を弄す。○又宅より重見來り食品等を持參シ、且ツ小石川地所旧道路云々を談す。○氷製菓子を一同ニ賜ハル。迪宮も今夕始メテ少量を召上かる。アイスクリームを召上りたるハ今日始めて也。○芝へ金員を送る。十二日 火 淳宮頃日来暑氣に御當りの氣味ニテ御腸之工合思ハしからず。尤も御元氣及食氣等至極宜シ。御遊戯等如常。○午前九時半帰家す。再ひ外出、夕

五時半仮御殿ニ帰り宿直す。○今日午後三時半頃より、東宮并二妃両殿下仮御殿に被為成、四時過ぎ還御相成りたる由也。○寿榮子鳥居坂ニ到る。○夜東宮御所ニ到り、今日行啓の節予不在之御詫を申上ケ九時過ぎ仮御殿ニ帰る。

十三日 水 終日仮御殿ニ在り。朝涼氣を覚へたれ共日中残暑未タ難凌。○午前賞殿局より伝達なしたる予の勲記を受領し直ニ其領票ニ記名捺印之上同局へ返送す。○午後迪宮殿下御体温七度四分ニテ平常より稍高シ。依テ其注意を為ス。

○午後三時万里小路正秀葉山より帰京ニテ、東宮の命ニ依リ当御殿へ伺候し、折柄両宮殿下御午睡中ニ付予面接、御近情を申聞く。○今夜ハ明月之晩ニテ、殊ニ碧天一点ノ微雲無く、近年稀なり。明月なれ共御殿ニ宿泊シ只一人棟瓦之隙より数線の光明をのぞき見たるとて、却テ転タ秋思之情を増すのミ也。寧ロ明月之無きを思ふ。

十四日 木 午前九時頃より鳥居坂山尾ニ到り三郎の病氣を見舞ひ、又靈南坂官舎ニ行き古谷久綱を訪ひ、正午御殿ニ帰る。

午後神奈川県知事周布公平及宮内次官花房義質伺候。花房ニハ賜謁。

十五日 金 午前八時半斎藤桃太郎を其宅ニ訪ふ。種々要談を遂く。次て杉翁子の宅ニ来訪。依テ斎藤より帰途宅ニ立寄り豫テ同翁ニ依頼為シ置きたる三条公之娘を三郎の妻ニ貰ひ受たる事ニ付内情問合せの結果を聞き、直ニ仮御殿ニ帰る。○十一時前豫テ呼出し置たる日本鉄道会社々長代理営業部長久米某參殿。

依テ同人ニ過日来御旅行中の汽車幹旋ニ対し、一同への賜品を授与す。○午後四時より両宮東宮御所ニ被為成、御兩親殿下ニ御対面之上、五時過ぎ還御。○今朝伊藤勇吉より山田仙三を以テ予ニ袖ボタン一個を贈る。夜右ニ対スル礼状を認メ日光へ向ケ郵送す。

十六日 土 午前八時仮御殿を出て同三十分新橋発之汽車ニテ大磯ニ赴き伊藤侯を訪ひ面会シ、今回侍従長及両皇孫殿下御附御免を願ひたる予の心情を陳述シ昼餐の饗を享け、二時四十分同所発之汽車ニテ帰京シ、五時半仮御殿ニ帰り宿直す。今日偶古谷久綱も大磯ニ赴き居りたれハ、共ニ同車シテ帰京す。○今日残炎殊ニ甚しく如燬なりし。

十七日 日 午前十時半より中山一位局を訪ひ、又転して高輪御殿ニ到り常宮周宮両殿下ニ伺候拝謁し、正午帰家す。○午後在家。微雨稍冷氣を催す。

十八日 月 午前九時斎藤桃太郎来訪。予伊藤侯へ面談なしたる要領を話し、尚種々意見を交換す。十時過ぎより外出し、午後六時帰家す。○終日微雨。

十九日 火 午前九時仮御殿ニ出て、次て東宮職ニ到り中山大夫二面会シ、予の辞職願の催促を為シ、尚岩崎云々及両宮近侍勤務分担云々の事をも談したるに、中山ハ陳腐の小理屈を述へ彼是と抗議す。実ニ小人ハ到底与ニ語ルニ不足。可歎也。○武富海軍少将伺候す。○正午前東宮ニ拝謁シ暫ク御談話を承り、正午過ぎ仮御殿ニ帰る。○終日微雨。冷氣大ニ加ハる(六十五度)。

二十日 水 午前九時半より東宮職ニ到り、今日皇后陛下葉山より還御の筈なりしか昨日急ニ御延引に相成りたるニ付、甚タ懸念ニ付其様子を聞合す。全く不順の氣候の為メなる由ニテ聊カ安心す。○田内及丸尾と暫ク玉突を弄す。○東宮ニ拝謁し、明日当仮御殿へ御成り云々を承る。○正午仮御殿ニ帰る。○終日降雨、少しも不歇。

二十一日 木 今朝稍天氣回復之模様ニテ大ニ望を置きたるに終日半晴にて終れり。○午前九時半より宮内省ニ出て徳大寺侍従長・田中宮内大臣・斎藤桃太郎及伊藤勇吉等ニ面会し、正午御殿ニ帰る。○其際田中宮内大臣より此度皇孫殿下御附御免ハ不得止事と為スも、東宮侍従長ハ尚是非共留任為ス可キ旨懇々熟談を受く。○頃日来柴田俊一度々日光等へ潜行為し素行甚タ不修ニ付、縷々訓誨す。○今年後東宮当御殿へ被為成筈なりしか、有栖川宮と御約束有り、手間取り候趣ニテ明日ニ御延引の趣、丸尾侍従より電話ニテ申来る。○今年後両宮へ始メテ栗実を御八ツニ差上く。

二十二日 金 午前幸橋内へ斬髪ニ到り十一時過ぎ仮御殿ニ帰る。○途中青山練兵場ニ於て飛揚せる軍事用軽気球三箇を見る。○午後三時半より東宮仮御殿ニ被為成、五時前還御。○六時頃一旦帰家。再び外出す。

二十三日 土 終日休養す。

二十四日 日 「秋季皇靈祭」 早朝川村鐵太郎来訪。予辞表云々の事ニ付て也。

○午前十時頃仮御殿に出ス。○今日寿栄子等一同福原松も共ニ広沢の家族を誘ひ染井別荘ニ遊び、夕刻帰家す。○在萩和田芳助より至愚之企を為シ金を損失シたるニ付、豫テ松菊公より同人へ分与相成りたる金員之内三百円送金為シ呉れ度との事を申来る。昨年も無考之事を為シ、又懲りすまに今日之事を為ス。実ニ同人ニも困りたる也。

二十五日 月 午前九時頃より宮内省ニ出て皆ニ出勤遅キニ付遂ニ所用を果ス能ハス。十時半退出。杉翁を訪ひ、十二時御殿ニ帰る。

午後東宮職ニ到り四時頃帰る。○夜七時半頃より参殿帰宅シ、九時過ぎ仮御殿ニ帰る。

二十六日 火 午前十時頃より両宮之御運動之供奉を為シ、梅林寒香亭附近ニ到る。淳宮殿下ハ頃日来之御腹工合ニテ御倦怠之御様子ニ付、十一時過還御。○宮内省より電話ニテ予ニ一時迄ニ出頭可致との事ニ付、十二時過ぎ仮御殿を出て本省ニ到る。田中大臣ニ接シ、同大臣より先日予之差出したる辞表之中、兩皇孫殿下御附之義ハ病氣の事ニもあれハ不得止義ニ付御免被仰付れとも、東宮侍従長之方ハ此際充分保養致し尚勤続可致旨厚キ御沙汰之趣を以て辞表ハ返戻相成。且ツ皇孫殿下御附之間苦勞ニ被為思召、聖上より旭日小綬章及金貳千円ヲ賜ハる。依テ徳大寺侍従長ニ面会シ、又御内儀ニテハ千種女官ニ面会シ、各御礼を申上ク。○次テ東宮御所ニ出ツ。皇太子同妃兩殿下謁を賜ひ、難有御言葉ニ添テ三組御紋付銀杯茗組及目錄千円を賜ハる。○丸尾東宮侍従、今日宮中顧問官ニ任シ予の後を襲ク。○本省ニテ齋藤其他ニ面会す。○夕刻仮御殿ニ出て一旦帰家。桑野宿直す。○夜山尾三郎来る。

二十七日 水 午前九時頃御殿ニ到り諸荷物を取片附ケ引払ひの準備を為す。○午後早々より麻布御殿ニ出て富美宮及泰宮兩殿下ニ拝謁シ林翁ニも面会す。夫れより伊藤侯を靈南坂之官舎ニ訪ひ、折柄枢密院へ帰へられ食事中の所ゆへ食堂ニ到り暫ク面談シ、其内珍田外務次官来りたるニ依り余ハ辞して古谷久綱の室ニ行き面会シ、二時頃三宮未亡人を訪ひ午睡中との事ニ付名刺を遺して去り、高輪御殿ニ出て佐々木伯夫人ニ面会、予の此度の事を披露シ、三時頃再び仮御

殿ニ参す。丸尾も須叟ニして来れり。予ハ兩皇孫殿下ニ御暇を乞ひ、又皆々一同へ告別シ、兩殿下へハ三種交魚を献上シ、又一同へハ料理を贈り、夕刻帰家す。女中すゞニハ帶地を遺す。○夜山尾翁来訪。○今日ハ来原父君の御忌日ニ相当せるニ付、吉祥寺の僧を招キ、勧経す。桜助も焼香ニ来る。○十五銀行株五十株を半田中買店より購求す。一株市価九十八円五十銭の割也。○今日終日雨風最強シ。

二十八日 木 午前忠太郎及山尾三郎来訪、共ニ昼食を喫す。○午後より下町へ買物ニ到り、夜ニ入り帰家す。○和田芳助へ分与金之内より参百円第三銀行之為替券ニテ送金す。芳助今回の行為甚タ不宜、実ニ残念ニ憶ふ旨ヲモ申遣す。如何ニも年甲斐も無キ所行也。

二十九日 金 午前十時二十分新橋発之汽車ニテ葉山ニ赴ク。車中武富海軍少將と同車シ、種々海戦等の談話を聞く。一時頃御用邸ニ参シ皇后陛下ニ拝謁シ種々難有御言葉を頂戴す。予ハ兩皇孫殿下の御近状并ニ予の今回御養育主任を御免被仰付たる御礼を申上ケ、後チ柳原典侍ニも面会す。同人、兩皇孫殿下の将来を案し涙を流して予ニ語る。予も答弁ニ大ニ困却し同人心情実ニ可感也。尚予も今後とても陰ながら兩皇孫殿下の御為メを計り力之限り可尽旨を語り彼を慰メリ。同人も呉々も依頼する旨申居れり。夫れより有栖川宮ニ伺候シ、同宮ニ拝謁シ御礼を申上ケ四時三十二分逗子発之汽車ニテ帰京ス。逗子よりハ栗命外交官野慎一郎夫婦及福島桂次郎家内及鎌倉よりハ山尾翁・同三郎・花房義資及中浜東一郎等も来り、新橋迄同乗す。○留守中山田仙三来談。○今回予仮御殿を去りし以来、岩崎艶子・柴田俊一及仕人海老根解雇せられたる由也。

三十日 土 午前仮御殿ニ伺候す。偶兩皇孫殿下上野動物園ニ被為成御留守ニ付、転して柴田家門を訪ひ、昨日同俊一解雇之事ニ付、予甚タ不便ニテ如何ニも同人へ気毒ニ感する旨、其他暫ク雑談シ、十一時半帰家す。○今午後常宮御誕辰ニ付被召たれ共、不快所勞之趣を以て御断りを申上ク。又明日故三宮義胤四十九日之由ニテ案内を受ケたれ共、是又同様ニテ未亡人八重野へ宛書面を以て辞す。○幸一向島へボート漕ニ到り夕刻帰家す。

附 木戸孝正関係文書「最重要書類」

「封筒」明治卅八年三月 最重要書類在中

（明治三十七年）

一、今回小官迪宮淳宮兩殿下ニ暫時奉仕ス可キ旨命ヲ蒙リ候処、右ハ全ク一時ノ彌縫ニテ如斯姑息ノ義ハ現今ノ時期而皇孫殿下御養育上最モ不可然。去リナカラ若シ止ム事無クハ瞬時モ速ニ可然專屬ノ適任者ヲ御撰択相成リ、一日モ彌縫時期ヲ短縮シ、長クモ一兩月ニ過キサラン事ヲ切願ノ至リニ不堪。

一、兩皇孫殿下平素ノ御衛生ニ関シテハ職トシテ侍医ノ専ラ其任ニ当ルハ勿論ナレトモ、又常時御側ニ昵近奉仕スル者モ共ニ其責ニ与カラサル可カラス。依テ各自一同平素兩殿下ノ御健康ニ厚ク注目シ、時々相互ノ意見ヲ交換参酌シ与ニタニ健全ナル御成育ノ補助ヲ努メサル可カラス。然レトモ若シ時アリテ常侍者ト侍医ト各其意見ヲ異ニシ或ハ又見解ノ符合セサル場合ニ於テハ、一時御養育主任者ノ意見ヲ実行シ以テ東宮大夫ノ裁断ヲ待ツ可キトス。

一、兩皇孫殿下へ奉仕中タリトモ皇太子殿下戰地御巡視等ノ場合ニハ、小官モ供奉ヲ命セラレ度事。

一、御旅行先キトテモ、小官ハ宿直外泊トモ時宜ニ依ル事ヲ許サレ度事。

一、會計ハ大夫直接監督ノ下ニ置キ度事。

一、小官不在中ハ丸尾侍從ニ侍從長臨時代理仰付ケラレタキ事。

一、東宮或ハ同妃兩殿下ヨリ兩皇孫殿下ニ関スル小官へノ御命令ハ、汎テ東宮大夫ヲ經テ御達シ相成リ度事。

一、御紀律御養成ノ事。

註 ※の二条は余白に追記。

迪宮淳宮兩皇孫殿下御養育ノ儀ハ御降誕以來豫テ故川村伯爵ニ御一任相成リ居リタル処、去夏同伯不幸薨去致シタルニ付テハ、上兩陛下ヲ始メ奉リ皇太子及同妃兩殿下ニ置カセラレテモ深く御追惜被遊、厚キ思召モ在ラセラレタレ共今更致方モ無之、依テ遂ニ種々御詮議ノ上愈川村家ヨリ一応御引戻シノ事ニ御治定相成リ

タル次第ナリ。就テハ今後将来長ク御教養ノ主任者タルヘキ人ハ追テ御撰任可相成ハ勿論ナレトモ、未タ御準備ノ時日モ充分無之、加之最早御転地ノ期ニモ差迫リタルニ付、不取敢当分ノ内拙者兩皇孫殿下ノ御側ニ奉仕可致旨ノ命ヲ蒙レリ。然ルニ拙者ハ未タ斯カル重任ニハ嘗テ經驗無ク只管恐懼ノ至リニ不堪、然レトモ若シ各ト共ニ、上ハ斯ノ皇孫殿下タル恐多クモ宇内ニ卓絶シタル我万世一系ノ皇統ヲ御繼承可被遊御方タルコトヲ深く銘記シ、下ハ我四千万同胞ノ嚮望ニ対シ、只忠実熱誠専心以テ克ク御奉公致セハ幾許カ各其職責ヲ尽クスコトヲ得ヘキカト思惟ナスニ付、冀クハ各ニ於テモ常ニ忠愛懇篤ヲ旨トシ、一同隔意無ク同心協力只々御奉公ヲ專一ニ心懸ケ、正義ヲ重シ友誼ヲ厚クシ、各自親睦ニ表裏ノ別ナク進テ奮勵勉務セラレンコトヲ切ニ希望スル所ナリ。

明治三十七年十一月

明治卅七年十一月九日（水曜日）今日迪宮淳宮兩殿下川村伯爵御引扨直ニ沼津御用邸へ行啓ノ旨豫テ被仰出、孝正当分兩宮殿下御養育主任たる可きの命を蒙りたるニ依り、午前八時五十分川村邸へ伺候す。伯川村鐵太郎・同夫人及後室等に面會、次テ兩宮殿下ニ拝謁の爲メ階上ニ昇らんと爲したる處、兩宮殿下ハ既に御衣服も海軍水兵の服ニ御召更へ被遊、階段之中途なる硝子窓より頻リニ御料の御馬車等を御覽せられ居りたり。九時過ぎニ到リ丸尾侍從及吉見女官來伺。兩人ハ東宮及妃殿下より沼津迄兩宮殿下ニ供奉し、御途中及御着後之御様子等を見上ケ帰京致す可きを命せられたる也。川村邸ニテハ西郷後室・松方伯夫人并大山令嬢等数名來會し、三鞭酒を酌ミ各兩宮殿下の御出發を祝せり。九時頃より兩宮殿下ハ御馬車ニ召さんとて頻リニ御せがみ被遊、漸くの事ニテ御留メ申上、同三十分同邸御出門、迪宮殿下ハ西野看護婦、又淳宮ハ南看護婦各御抱き申上、岩崎つや子御前ニ陪乘せり。又供奉馬車ニハ始めの車ニ吉見女官・川村花子及兒玉千代子之三名、次ニ孝正及川村伯の兩名、又其次ニ丸尾侍從及加藤侍医の兩名乗車供奉せり。川村鐵太郎・同花子并兒玉千代子之三名は沼津まで奉送せり。今朝天氣最も晴朗、季候頗る温暖なりしニ依り御馬車之幌も開放之儘ニテ、同五十分新

橋停車場御着。皇后陛下御使山内皇后宮亮・常宮周宮御使加賀美同御用掛・富美宮泰宮御使林同御養育主任・田中宮内大臣・斎藤東宮大夫・花房宮内次官其他數十名同所ニ奉送せり。同十時兩宮殿下御発車、各奉送者ニ兵式敬礼を被遊、後ニ迪宮殿下右手御指上ケられ万歳を御唱へ被遊。一同其御愛らしさを賞讃せり。御発車後間無く御昼餐を被食召。次て茅ヶ崎近傍より御午睡、小山駅近傍頃にて御目覚メ被遊。午後二時三十分沼津駅御着。軍人及官吏等数名奉送。兩宮殿下ニハ各兵式敬礼を被遊、人力車ニ被召、御附添人も御馬車と同様ニて、三時十分御用邸ニ御安着被遊。今日天気近来ニ珍らしき晴朗暖和にて、汽車中ハ遂ニ準備湯タンポを窗外へ取出したる位なりし。又沼津市内御道筋ハ市民国旗を掲ケ群を為して奉迎せり。御着後直ニ御途中まで奉迎なしたる亀井静岡岡県知事・警部長及郡長等へ御座所ニて拝謁を賜ハりたり。次て御入浴及御夕餐を被為濟、八時頃御就寝被遊。今日御旅行の御疲労も更ニ不為在、又御機嫌も殊ノ外麗敷、供奉員一同之恐悦之ニ過ぐる者無かりし。川村伯ハ五時前沼津発之汽車ニて帰京せり。

十一月十日(木曜日)常よりも緩々御息ミ被遊、御前七時頃御目覚メ被遊。孝正伺候せる時未タ迪宮而已御目覚メ被遊たれ共、尚御床ニ被為在たり。依而孝正同宮ニ、此処ハ何処ニ候哉、沼津ニ候哉と御伺ひ申候処、否「た、ちやまのところ」(妃殿下ノ意)と仰せられたり。夫れより種々朝の事御済ませ被遊、八時過ぎより御庭内を御運動被遊。川村花子及児玉千代子は昨夜静浦なる保養館に投宿し、今朝伺候拝謁す。弘田博士も昨日供奉ニて来り、今朝及午後共伺候す。三時過ぎより兩殿下海浜へ御運動ニ御出被遊、孝正及弘田博士も扈從す。丸尾侍從及吉見女官ハ午後一時頃の汽車ニて帰京す。今日も天気至て晴朗、殆ど風無し。十一月十一日(金曜)兩殿下共至て御機嫌麗敷御目醒メ被遊、何たる御異状不被為在。午侍医ニ御体量及御身長を量からさしむ。其表如左。
午後桑野御用掛及藥劑司を御料の牛乳屋ニ遣し、乳牛及家屋并搾取器具等之清汚如何を檢分せしむ。二時半より兩殿下御用邸東北田野を御散歩被遊、孝正供奉し四時頃還御。弘田博士・川村花子及児玉千代子今朝帰京す(今日東京ニてハ觀菊会之御催し有りたり)。今日天気最も好く温暖如春。

十一月十二日(土曜)兩殿下御機嫌克ク殊ノ外御活潑ニて、午前中兩度御内苑ニて御運動被遊。御午睡等如常ニして、午後二時御用邸前海岸より漁船ニ被召雀島より獅子浜沖通御舟遊被遊。御帰途大木別邸之海岸より御上陸、暫く海浜を御徒歩、後チ御街道ニ被為出四時還御。夜ボンチ画之御本等被為御覽、八時前御床ニ被為入。今日天气好晴、只温度聊か降る。

十一月十三日 半晴後曇。寒氣加ハる。午前中ハ御殿内ニて御遊ひ。午後御用邸近傍を御散歩被遊四時還御。今日ハ御午睡を緩々と被遊たるニ付、御運動時間ハ短かりし。

註 ※の「表」は記されていない。

伊藤侯自筆 明治卅八年三月二日夜

一、兩殿下御養育ノ儀ハ重大ノ責任ニ付御断リ申上置候得共、達テ引続キ奉勤仕候様トノ御沙汰ニ付、不願微力御請仕候ニ付テハ、左ノ通り恐見上陳仕候。御許可ヲ蒙リ度候。

一、迪宮殿下御学齡ニ被達候迄ノ間卜期限被為定度事。

一、光宮殿下及将来御降誕可被為在皇子御養育ノ儀ハ到底可行届事ニ無之候故、此際御断申上置候事。

卅八年三月十三日夜認む

一、迪宮淳宮兩殿下御養育ノ義ハ重大ノ責任ニ付切ニ御断リ申上置候得共、達テ引続キ奉勤仕候様トノ御沙汰ニ付、不願微力御請仕候ニ付テハ、左之通り恐見上陳仕候。御許可ヲ蒙リ度候。

一、迪宮殿下御学齡ニ被達候迄ノ間卜期限被為定度事。

一、光宮殿下及将来御降誕可被為在皇子御養育之義ハ到底可行届事ニ無之候故、此際御断リ申上置候事。

一、迪宮淳宮兩殿下御養育被仰付候ニ付テハ、其方法及御衛生、殊ニ御食事・御運動・医師・御外勤并ニ御転地及御帰京等ノ義ハ、総テ小官ニ一切御一任被仰

付度事。

一、皇太子殿下或ハ妃殿下ヨリ迪宮淳宮兩殿下ニ関スル御沙汰ノ義ハ、総テ東宮大夫ヲ経テ御達シ被仰付度事。

一、迪宮淳宮兩殿下追々御成長、不遠御学齡ニ被為達候ニ付テハ、其御時期并ニ御学業之課目・課程及方法等、只今ヨリ御取調ヘ置相願候事。

一、御養育費會計之義ハ各宮内經濟會計規則第廿五条ニ依リ、小官ヘ被仰付度事。
一、迪宮淳宮兩殿下御附添人黜陟之義ハ総テ小官ヘ御一任被仰付度事。尤モ高等官ノ黜陟ハ東宮大夫を経、東宮ノ御裁可ヲ仰キ候事ハ申迄モ無之候事。

~~~~~

一、今回迪宮淳宮兩殿下御養育之義、来夏有栖川宮殿下歐洲ヨリ御帰朝迄小官引続き奉仕可致旨被仰付候処、右ハ重大ノ任務容易之義ニ無之候ヘ共、此際不得止御義と奉存、其期間ニ限り微力を不願御請仕候ニ付テハ、左ニ愚見上陳仕候。御許可を蒙り度候。

一、皇太子殿下或ハ妃殿下ヨリ迪宮或ハ淳宮兩殿下ニ関スル御沙汰之義ハ総テ東宮大夫を経テ御達シ被仰付度事。

一、迪宮淳宮兩殿下御養育被仰付候ニ付テハ其方法及御衛生、殊ニ御食事・御運動・医師・御外勤并ニ御転地及御帰京等ノ義ハ総テ小官ニ一切御一任被仰付度事。

一、御養育費會計之義ハ各宮内經濟會計規則第廿五条ニ依リ小官ヘ被仰付度事。

一、迪宮淳宮兩殿下御附添人黜陟之義ハ総テ小官ヘ御一任被仰付度事。

一、右ノ他彙ニ（明治卅七年十月下旬）小官迪宮淳宮兩殿下ニ暫時奉仕可致旨拜命致候節具陳仕、幸ニ御許可ヲ蒙り候数箇条之内、重複又ハ今日不要ニ抄り候分ヲ除キ左ノ三条為念申添置候。

一、迪宮淳宮兩殿下ニ暫時奉仕ス可キ旨命を蒙り候処、右ハ全く一時之彌縫ニテ、如斯姑息之義ハ現今之時期兩皇孫殿下御養育上最も不可然。去りながら若し止む事無くんハ瞬時も速ニ可然專屬之適任者を御撰択相成り、一日も彌縫時期を短縮シ、長くも一兩月に過ぎさらん事を切願之至りに不耐候。

一、兩皇孫殿下平素之御衛生ニ関してハ職として侍医之専ら其任ニ当るハ勿論なれども、又常時御側ニ昵近奉仕する者も共ニ其責ニ与からざる可からず。

依て各自一同平素兩殿下の御健康ニ厚く注目し、時々相互之意見を交換參酌シ、共ニ健全なる御成育之補助を努メざる可からず。然れども若し時ありて常侍者と侍医と各其意見を異にし、或ハ又見解之符合せざる場合ニ於てハ、一時御養育主任者之意見を実行し、以テ東宮大夫之裁断を俟つ可き者とす。

一、兩皇孫殿下ヘ奉仕中たりとも皇太子殿下戰地御巡視等之場合ニハ、小官も供奉被仰付度事。

明治卅八年三月廿八日

~~~~~  
此度迪宮淳宮兩殿下御養育主任被仰付候ニ付テハ其方法及御衛生上ノ義ハ総テ小官ニ一切御一任被仰付度事。

一、皇太子殿下或ハ妃殿下ヨリ兩宮殿下ニ関スル御沙汰之義ハ総テ東宮大夫を経テ御達シ被仰付度事。

一、兩宮殿下追々御成長被遊、不遠御学齡ニ被為達候ニ付テハ御学業之課目・課程及方法等、今ヨリ御取調ヘ置相願度事。

一、會計之事。内藏頭監督之下ニ於テ独立會計タル可キ事

一、御側女之事。従来之看護婦四人之内二人を廃シ、今後ハ御一方ニ付保母一人看護婦一人御付添ニ致度事

一、婦人等名義之事。

一、侍医之事。

一、侍従長後任者之事。

（付記）

本稿の記述および翻刻は、執筆者個人の見解に基づくものであって、宮内庁の公式見解ではありません。